

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第三回 公園緑地小委員会

日 時 平成18年11月30日
13:30～15:30
場 所 清澄庭園 大正記念館

議 事 録

公園緑地課長 大変長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員会の会場を、東京都並びに都の公園協会のご厚意によりまして、清澄庭園の大正記念館で開催させていただいております。雨天の中をご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、ただいまから社会資本整備審議会、都市計画・歴史的風土分科会、都市計画部会、第3回公園緑地小委員会を開催させていただきます。私、司会を務めさせていただきます公園緑地課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、前回ご都合によりご欠席されました委員の方を、事務局よりご紹介申し上げます。

【委員の自己紹介】 (省略)

公園緑地課長 なお、西谷委員、小澤委員、白石委員、中村委員、宮城委員、小澤委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。マリ委員におかれましては、少し風邪を引かれたということで遅れられるということでございます。

なお、本日もご出席いただきました委員は現時点で13名中6名でございます。議事運営第4に定めます定足数を満たしますことを、ご報告申し上げます。

次に配付資料でございますが、お手元に一覧表とともに資料1から5までと、参考資料1から5まで、合わせて10種類の資料をお配りしてございます。ご確認いただきまして、過不足がございましたら、お申し出をいただきたく存じます。

参考資料2につきましては、未定稿ですが、前回の議事録でございます。公表用に、発言者につきましてはアルファベットとしております。確認用に送付させていただいておりますが、内容等に修正がありましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事に移らせていただきたいと思いますので、これからの進行は委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 本日はご多忙の中お集まりくださいまして、どうもありがとうございました。また、清澄庭園という非常に由緒ある場所で開催させていただきまして、また、東京都の皆さんを含めてお礼を申し上げます。

早速でございますが、本日の議事次第に従いまして進行を進めたいと思います。本日は、まず1番目に池谷委員から発表がございまして、2番目の議題としては、次期の社会資本

整備重点計画に向けた中間取りまとめ骨子（案）ということでございます。この2つが主な議事となっております。

では、早速でございますが、委員からのご発表ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

池谷専門委員　今日は都鳥の舞を背に、こういう優雅なところで話をさせてもらいますことを心から感謝申し上げます。

ご承知のとおり世界は大きく変わっているわけで、この日本の都市計画または都市公園というものも基本的に大きく変わる時期を迎えているのではないかと私ども思っているわけでございます。日本も1992年に、国として持続可能な社会を目指すということを国際的に約束しているわけです。しかし、約束したきり、日本ではなかなかそのことがわかっていない部分が多くて、とかく問題が起こっているということです。その辺を、スライドを見ながら話をさせていただきます。

（スライド）

日本の現状を模式図でかきますとこんなことになります。持続不可能な状態。これは何を指すかと言いますと、我々の生存基盤であるものを自然生態系と言います。太陽光線と大気と水と土と多くの野生生物。この5つの要素です。その5つの要素が人間の生存基盤。それを資源という見方をしますと、生物資源と非生物資源に分けることができます。この人間の生存基盤を大きく破壊しながら、第一次産業、第二次産業で大量生産をします。これが大量流通している。日本の場合はそれでも足りませんで、外国から大量の輸入をしまひります。つくったもの、輸入したものはすべてごみになります。大量に消費して大量にごみが出ます。ものすごい環境問題を起こしている。

とかくごみ問題、二酸化炭素をはじめとする地球温暖化が大きな問題になっているのですが、実は最大の問題は人間の生存基盤である自然生態系の破壊、ここが一番です。結果として地球温暖化が起こる、2番目の問題です。こういうことになります。これは持続不可能な社会。日本の現状はちょうどこうなっているわけです。

（スライド）

これは持続可能な社会です。太陽光線と大気と水と土と多くの野生生物をきちっと、きれいに守っていく。その上に健全な第一次産業と第二次産業をつくり、その上で流通をして、極力輸出入を減らす。その上で我々は質素な生活をしていくとともに、子どもたちに自然体験をさせるということ。結果として多くのごみが出ない。これが持続可能な社会。

持続可能な社会を考えるときには、自然生態系と経済と社会の3つの要素をどう見るかということが世界の共通の認識になっているわけです。

(スライド)

我々の生存基盤である自然生態系が健全であるかどうかというのは、太陽光線と大気と水と土と多くの野生生物。つまり、この多くの野生生物が指標です。昔ながらの野生生物がいるか、いないか。これによって、その地域が健全性があるかないかということがわかるわけです。例えばこの辺の地域を見ますと、明らかにこれがほとんどいないわけですから、こういった都市計画というものは、明らかに持続可能性がない都市計画をしたということがすぐわかります。

(スライド)

多くの野生生物がどういうところにすむかということ、土の上にすむんです。みどりの上ではない。

(スライド)

どういう格好に土を守ればいいのかと言いますと、なるべく狭いよりも広く守ったほうがいい。同じ面積ならばバラバラよりも1個にまとめたほうがいい。同じバラバラならくっつけたほうがいい。できればつないだほうがいい。形は円形なんです。円形に残してつないでいく。これが基本的に都市計画、地域計画の基本です。最低限この考え方を入れた都市計画をしないと、そのまちは将来的に大きな問題を起こすということが国際的にわかっているわけです。

(スライド)

それをもうちょっと塊で残すというのはどういうことか。コアエリアとバッファゾーンとトランジションゾーンと言いまして、例えばこういうところにいる野生生物、高次消費者ですが、例えばオオタカとかフクロウとか、そういったものが一生すみ続けている範囲のコアエリア。ここについては人間の立ち入りを極力しない。バッファゾーンでしたら、ちょっとは使ってもいいけど、このコアが壊れないようにしよう。その外側、産業でも少しは使ってもいいんだよ。でも、コアが壊れちゃだめだ。こういう三重構造でいきましょうよということが、今、国際的な共通認識になっているわけです。

(スライド)

それをもうちょっとわかりやすくすると、タカが一生すみ続けていける範囲、タカのビオトープと言います。シジュウカラのビオトープ、トンボのビオトープ。それをつない

でいきましょう。こう考えたのがドイツで、これがビオトープ・ネットワーク。最近言われていますエコロジカル・ネットワークというのがこの考え方です。

(スライド)

これを破壊するとどうなるか。環境問題の最大の破壊は地下資源を掘り出すことです。2番目に土壌を失うこと。3番目に多くの野生生物、つまり野生生物には全部遺伝子がありますが、この遺伝子を失うこと。これは問題です。

あと生態系に対する問題もあります。例えばこういう1つの塊の自然があって、この一部を開発した。そうすると90%の森は残っている。しかし、これを食べていた草食昆虫は死に、これを食べていた肉食昆虫は死に、これを食べていた野鳥が死ぬ。でもわずかに残る。ここにいるタカやフクロウがいなくなります。

これがなくなるとどういうことになるかということ、食う、食われるという関係が途絶えます。途絶えると、ここが一時的に異常に増えることがあります。例えば、東京都でカラスが増えて困ったというのは、まさしくこれです。この開発に問題があった。タカやフクロウが住める、ある面積をとらずに開発していった。そのことよってタカがいなくなってカラスが増えたということになるのです。

したがって、東京都は何をすべきかと言いますと、タカやフクロウのすむ自然生態系をところどころに配置する都市計画、都市の再生をすべきなのです。ところが、残念ながら東京都はカラスを殺せとしたのです。これは明らかに間違っている。カラスが東京都の今までの都市計画は誤っているという赤信号を出したのです。ところが、東京都知事はその赤信号をとってしまえとしたわけですから、明らかに国際的には大変な問題を起こすわけです。

(スライド)

同じことです。自然の塊があって、真ん中を開発するとどういうことが起こるか。もしここを開発すれば、多くの遺伝子が残る。真ん中を開発することによって、ものすごく多くの遺伝子がなくなる。こういう原理原則がなかなかわかっていない。だから、将来世代には、公園をつくるときにどこに道路を通すかというのは非常に重要な意味があるのです。ところが、今の公園は、ほとんどが大人の感覚でやってしまうというところがあります。

(スライド)

将来世代のことを考えていない。例えばこういった森があった。数百メートルずらしてもよかったはずなんです。真ん中に道路を通すことによって、ものすごく多くの遺伝子が

失われることになるのです。

(スライド)

遺伝子というのは地域特性がありまして、これは北海道のマイマイカブリ。これは岩手県、千葉県、岐阜県。色、形、大きさがみんな違う。東京はこの辺に入るわけです。つまり地域によって遺伝子が違う。だから、地域、地域できちっと守らなきゃだめです。東京の都心には自然は要らない。高尾にあればいいか。そうはいかない。遺伝子が違うから、きちっと守らなきゃだめです。

あと1つあります。地域を越えて生き物を動かしてはいけません。例えば、東京都のマイマイカブリを北海道に持っていき、またはこれを千葉県に持っていくということはいいいことではありません。持っていった先の遺伝子が滅びてしまう可能性がありますし、近い種類ですと、これは結婚してF1に変わります。これを遺伝子の汚染と言います。地域を越えて生き物を動かしてはいけません。大原則です。

(スライド)

しかし、残念ながら日本ではそういうことはわかっていません。例えば、これは通常あります農業のため池。

(スライド)

この水を全部抜きますと、ブラックバスにブルーギルに、オタマジャクシが食用ガエル。全部アメリカだということに、現状はなっているわけです。今、ほとんどのところがこれです。おそらくここの池でも、抜いてみれば、相当外来種が入っているということになる。これでは将来世代のためにはならない。持続可能な社会になりません。

(スライド)

道路をつくるときにのり面ができる。緑化をするんです。一見いいことなんです。向こうから緑化しているんです。

(スライド)

ところが、その中身は全部外来種です。外国品種。外来種ですから、明らかに自然破壊であって、将来世代のためには何もならない。こういうことが全国で行われているんです。

(スライド)

一例です。コスモスがあります。ここにキョウチクトウが立っている。大きなのはユーカリです。どこの国のものか。コスモスは実はメキシコの草です。日本の草ではありません。キョウチクトウはインドです。この大きなユーカリはオーストラリアです。オーストラリ

アとインドとメキシコが並んでいるんです。これは緑化なんです。これで、緑化でいいだろうってどこで言えるか。大人もわからないんです。しかし、持続可能な社会、将来世帯から見たときに、これは大変な問題を起こすんです。ほとんど意味がないということになるわけです。

(スライド)

地方へ行っても同じことですね。花いっぱい運動なんて余計なことをするんです。せっかくここに野草が生えていたのに、野草を全部取ってしまってマリーゴールドを植えている。マリーゴールドは中国の草ですからね。こんなのを植えてどうするんだ。これで観光地にしよう、観光立国でいこうなんて、いけるはずないんです。観光というのは、その地方の遺伝子をどう守るかが最大の課題なんです。外国品種を並べて観光地にしようって、どういう考え方なんだと言いたい。根本的にわかっていない。

(スライド)

私ども、外国から毎年いろいろな国際シンポジウムで人を呼びますが、そのときに地方を回ります。都内を回ります。そのときにこういった外来品種が出ますと、みんな驚きます。こんなので人が来るはずないよねって言うんです。これはアメリカですけれども、外来種、ユーカリを入れたことによって、ものすごい被害が出ているんです。

(スライド)

もし園芸品種の外来種を楽しみたければ、窓辺ぐらいでどうぞ頑張ってもらいたいなと。

都市計画ですが、先ほどの日本の都市をヘリコプターで上から見てみますと、自然を塊で残してつないでいくということを全くやっていないんです。少なくとも、これで将来世代のことを考えた持続可能な社会なんて全く言えないですね。実にどうにもならない開発をしているわけです。土地利用が基本的にできていない。どこを将来世代の遺伝子資源として残すんですか、どこに人間が住みますか、そういった土地利用が全くできていない。

(スライド)

持続性がない。でも、まちの中に入りますと多少はあるんです。河川敷の中にわずかに残っている。ところが、ここの遺伝子の重要性が、環境教育を受けていますが、住民の方々はわからないですね。どうするかというと、何とかしようというので市役所が出てまいりまして何とかするんです。

(スライド)

どう何とかするかというと、こう何とかするわけです。子どもの遺伝子を奪って平然と

している。それで、もう万国旗片手にと大喜びしちゃう。

あと1つあるんです。桜並木ですね。これはモノカルチャーですね。1種類です。モノカルチャーはだめなんていうのは世界の常識です。ところが、もう桜、桜とやる。これで子どもたち、また将来世代には何と言うのか。まるっきり持続可能な社会ということがわかっていない。こうやったら、多少やっぱり味気ないという話になった。

(スライド)

どうしたかという、親水護岸なんていう余計なことをするわけです。川が汚いの、生き物が来ようがないのに、こんなところに池をつくって、生き物を何か呼ぼうとするわけです。

(スライド)

どういう生き物を呼んだかという、こういうんじゃないかという話になる。

(スライド)

川が汚れますとニシキゴイを放すんです。個人的な池にニシキゴイを放すというのはいいんですよ、自分の好き勝手なんです。ニシキゴイって何かというと家畜なんです。

(スライド)

つまり、川にニシキゴイを放すということは、まちに豚を放すのと同じことなんです。こういうことを全国でやっているんです。これで持続可能な社会って、何を考えているのと言いたいわけです。

(スライド)

まちの中に入りますと、多少緑化はしているんです。イチョウ並木にツツジですね。モノカルチャーです。こんなものを残されたって、将来世代から見たら何もならないんです。せめてこの地方の木を植えてくれれば何とかできるのですが、これではどうにもならない。

(スライド)

多少、まちの中の公園というのは緑が固まっているのですが、この地域の野生の植物たちはほとんどない。園芸品種だけ。野草なんて1本もないんです。どうしたんだって言われたら、日曜日の早朝、この近くに住んでいる方々が眠い目をこすりこすり出てきて、みんな抜いちゃったって言ってるんですが、寝ているほうがよっぽどいいんじゃないかという話なんです、大変なことをやる。これを見ていた市役所の方が、それは気の毒だと。

(スライド)

どうしたかという、コンクリで固めたわけです。野草があった。野草があったという

ことは、当然テントウムシがいたのが、テントウムシはこれでいいということになる。すると、この子どもは自然体験ができませんね。感性が狂います。ということは、やがてこのお父さんは殺される運命だろうということになるんですね。

(スライド)

そういった公園の日本の第1号が日比谷公園です。1903年ですから、百何年か前につくられた。

(スライド)

計画図を見るとよくわかるんです。道路がやたらめったらあるわけです。だから、これは将来世代に遺伝子を残そうとか何とか、そういう考え方は全くなかったということはいくわかる。しかし、このころは近郊にいっぱい自然もあったわけですから、違った緑が欲しかったというのはわかるんです。しかし今、これだけもう遺伝子がなくなって日本の将来が危ないと言われたときに、相変わらずこの考え方で都市公園をつくられたら、どうにもならないという話なんです。

(スライド)

ここは皇居で、これが日比谷公園で、自然を塊で残していく、つないでいくなんていう考え方は全くないということがよくわかります。

(スライド)

そういう中で子どもはドバト、つまり豚と遊んでいるということになるんです。

(スライド)

その原型は何かというと、実はニューヨークのセントラルパークです。

(スライド)

これをまねしてつくったのですが、ニューヨークのセントラルパークと日比谷公園でかなり違う部分があります。作り方は同じなんです。何が違うかというと、野生動物の多さが違うんです。どうして違うかというと、実は面積の違いです。日比谷公園が大体16ヘクタールぐらいですか。セントラルパークが320ヘクタールぐらいあるわけですから、けたが違う。質は悪いんだけど量でカバーしている部分がございます、やっぱり野生動物はかなりいます。

(スライド)

しかし、中に入ってみますと、こういうやつが出てくるんです。注意だと。何かというと、ネコいらずをまいたから注意しろと書いてあるんです。つまり、ネズミを捕まえる高

次消費者がない。つまり、あのセントラルパークも生態系というものを考えていなかったということがよくわかるんです。もはやこういう公園を今、都市の中でつくる時代ではないだろうということです。

(スライド)

そこで、そういうことにいち早く気がついたヨーロッパが、どういう考え方で今つくっているかという、自然と歴史と共存した美しいまちをつくるんだ。これが実は持続可能な社会のまちづくりの基本だろう。自然と歴史と共存した美しいまち。こう言っているわけです。

(スライド)

これはドイツのカールスルーというまちですが、自然の塊。約2,000ヘクタールあるんです。これがまちの中心地です。将来世代の遺伝子資源をきちっと守ってつないでいく。

(スライド)

これはライン川で、自然を塊で残してつないでいくことをきちっとやっているんです。この中に公園を配置しているわけです。

(スライド)

当然つなぐルート。これは街路樹ですね。その地方の大きな木、中ぐらいの木、低い木をつなげていく。モノカルチャーじゃないんです。これでいいのではないか。この考え方が日本にはまだないんです。その地方の木を植えてやる。

(スライド)

遺伝子を守ることでですね。都市公園ですね。ここを見てわかりますか。芝生が植わっています。芝生というのはモノカルチャーです。いいことではありません。その地方の野草をそのまま生やせばいい。その野草を管理すればいいんです。よく歩くところは刈ればいい。刈ったものは放っておけば腐って土になる。土壌になるわけです。大風で倒れた木は積んでおけばいいんだ。積んでおきますと、当然カミキリムシも生活するし、トカゲも生活する。疲れた人は座ればいいんじゃないか。これが多目的ベンチだと言っているわけです。これでいいんじゃないか。

(スライド)

当然多くの、ドバトではなくて野鳥がいる。デュッセルドルフの、あの百万都市のど真ん中で野鳥がこれだけいるのです。

(スライド)

ヨーロッパの公園で野生のガンが繁殖している。普通にいるのです。これがもし芝生だったらこんなことは起こらない。多くの自然を残しながら都市公園というものをつくっていく。この考え方が非常に重要だと思うのです。

(スライド)

これは住宅街です。当然子どもがいるわけですから、こういったビオトープというんですか、自然を残してある。住宅街だからこそ必要なんです。

(スライド)

これは一般の庭です。芝生に園芸品種です。これでは将来世代の財産がほとんどないわけです。

(スライド)

そこで、本来、昔は池があったということで、やはり池をつくってあげようと。自然植生でいきましょう、従来の在来植生でいくんだと言っているわけです。

(スライド)

できれば屋根の上も緑化したほうがいい。屋上緑化の基本的な考え方は何かと言いますと、日本の場合、屋上緑化と言いますと、とかく外国品種のを上に載せようという考え方がときどき出るんです、セダムなんていう。とんでもない話で、この家が建つ前、当然ここは自然だったわけです。自然を壊して家をつくったわけです。ですから当然、この自然部分を上に載せてやろうという考え方が屋上緑化の基本です。とんでもないところから物を持ってくるもんじゃない。その家をつくる前の自然を上に載せてやる。この考え方です。

(スライド)

屋上緑化。全く同じことです。これは集合住宅です。

(スライド)

学校ですね。

(スライド)

もしそういった場所がなければ、学校ビオトープをつくって子どもたちに自然環境の重要性を教える。こんなことは世界でも当たり前になってきているわけです。

(スライド)

そういった公園を利用する子どもたち。これはあるまちの中にある幼稚園です。

(スライド)

その公園の森の中が教室になっているんです。

(スライド)

雨の日も風の日も行って、ここで子どもたちが勉強する。勉強と言ったって遊びですけど。

(スライド)

こうするんだと言っているんですね。

(スライド)

ミミズを捕まえたり、いろいろな虫を捕まえたりして来るわけです。

(スライド)

そうすると先生が図鑑を持ってきて、これは何ていう虫かなとか言いながら勉強をするという、全く生きた勉強です。こういったことをしますと、こういった園に入りますと、子どもたちは1箇月もすると、いじめ、けんかがほとんどなくなるというのです。やっぱり人間というのは動物なんです。多くの自然と触れ合うということが必須なんですね。感性は多くの自然の中で初めて育つわけです。

(スライド)

大変重要です。お昼ご飯なんです。自分たちで火を燃やして、公園の中で、場所が限られていますけれども、ちゃんと許可しています。火を燃やしていい場所があります。

(スライド)

ご飯を食べている。

(スライド)

当然のどが渴く。わき水を飲むんです。

(スライド)

飲みますと、当然出るものが出るわけですから、こうなる。

(スライド)

子どもたちが輝いているまちです。自然と共存した、子どもが輝くまち。これが、我々が今求められている、こういった公園をつくるべきではないかと思うわけで、今後の公園のあり方としては、今の大人たちが望む部分と、今の子どもたちが望む部分と、将来世代が望む部分と3つあるでしょうと。その3つをその空間の中でどう協調させていくかということが最大の課題になっているのではないかと思うわけでして、話を終わります。どうもご清聴ありがとうございました。

委員長 池谷委員、ご発表、どうもありがとうございました。

ただいまの発表につきまして、皆さんから何かご質問等がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。どなたからでも結構です。

池谷専門委員 1つ、お手元の資料2は、昨年、一昨年と、こちらでも関係しました景観緑三法ですとか、特定外来種の問題ですとか、そのときに今後の公有地の中での緑化というものはどういう緑化がいいのかということのを国会で議決されています。在来種、その地方の植物で緑化しなさいというふうになっているわけで、特にこの中でも遺伝的攪乱にも十分配慮しなさいということをしている。これが将来世代に対する責任だということのを国会でも議決しているわけで、今後の都市公園のあり方を大きく変える必要があるのだからと思うわけです。

委員長 ありがとうございます。

何か。どうぞ、よろしくお願いします。

L専門委員 インパクトのあるプレゼンテーション、ありがとうございました。

私は商学部でお金の勘定をいつもやっているもので、どうしてもそういう質問になってしまうのですが、在来種でやったほうが費用的にも安いということがあると、すごく皆さんにまた見直してもらえそうな気がします。本来そこにいた種類だと、そういう気もするのですが、多分管理している立場で言うと、できるだけ世話が簡単なようにとか、そういう意味での費用対効果みたいなものを考えて選ぶということがあって、こういうふうに進んでいるような気もするのですけれども、何かそういう計算はあるのでしょうか。

池谷専門委員 ございますね。とかく日本では木を植えるということが多いのですが、アメリカにしる、ヨーロッパにしる、実は木と草というものを同じウエートで見ているわけです。ですから、例えば在来種で、ある場所を緑化しようと思ったときに、その地方の農家の人に木と草の在来種を育ててもらう。または種をとっておいてもらって、まくという、まさしく地域の方々の経済的な部分と、それからしかも動かしませんから、大変費用が安く済むということ。

それから、在来種で緑化しますと、維持管理がほとんどかからない。あとは多少刈るということはあるのですが、地域にもともとあるものですから、非常に維持管理費が安いということがありますし、多くの遺伝子が守られるということもありまして、大変いいことなんです。経済的にも、地域にも大変いいし、将来の維持管理もかからなくていいということで、世界中でどんどんこの方向に今動いているわけです。

委員長 何かさらにございますか。

L 専門委員 砂漠みたいなところを緑化するとき、もし外来種を使って緑豊かな地域にすると、耕作ができたり、あるいは温暖化が防げるとか。ちょっと意地悪い質問なのですが、あえて自然に手を加えることによってというふうなことで、遺伝子を守ることはどうやって考えればいいのですか。

池谷専門委員 日本ではあまりそういったところがないのですけれども、例えば中国あたりに行きますと、ある。でも、実際に例えば黄土高原あたりに行きましても、やはりまだ隅っこにはかなり地元の種というのは残っておりまして、それをメインとして緑化をしていくのが基本です。外来種を持っていくということはいいことではないと今、国際的に言われています。理論的には、外来種を持って行って、成育の早いやつを先に入れておいて、ある程度土壌ができたところで全部外来種を切って、そこへ在来種を植えるということはある程度できるのです。ところが、一回広範囲に外来種が増えてしまうと、それを取るのがなかなか大変なんです。そこで、最近ではやはり地域在来種でいくということにはなっています。

委員長 それでは、まずH臨時委員からどうぞ。

H臨時委員 今のお話、難しい問題だなと思ってしみじみ聞いているのですが、在来種と外来種ですが、人間もだいぶ外来種が多くなっておりますしね。植物も動物もだいぶ外来種が入って、既にできておりますので、今さらどれが外来種で、どれが在来種かというのはわからなくなっているんじゃないかと。先生はおわかりになるかもしれないけれども、我々は食べているものも、どれが外来種かさっぱりわからないというところまで来ておりますので、先生のように厳密にしると言われちゃうと、困っちゃったなと思っているのですが、いかがなものでしょうか。

池谷専門委員 確かに現実には、東京のこの辺ですと半分はもう外来種です。ですから、それを仕方ないと見るか、どうするか。ただ、基本的には、やはり先ほど言いましたような在来種をどう増やすかという考え方をきちっと持っていませんと、ますます外来種になって、結果として日本の野生生物が減りますから。

例えばセイタカアワダチソウなんていうやつが日本に入ったことによって、日本の秋の七草がほとんど絶滅しましたね。これは大変な問題で、そういったことが魚の世界でもあり、植物の世界でもあり、あちこちで起こっているわけです。それが今最大の環境問題という世界最大の課題になっているわけですから、それを解決するにはやはり在来種をどう増やすかということしかないですね。ですから、公園にしるどこにしる、在来種でいくん

だということを教育していかない限り日本の将来はないということは事実なんです。大変だから、ではいいやというわけにはいかないということなんです。

H臨時委員　もう1つ、モノトーンがいかにというのは、よくわかります。特に一番いけない例は、例の花粉問題でしょうかね。杉の木がいいぞというので、戦後やたらに植える、植えるというので植えた結果こうなって、今度一生懸命、石原慎太郎知事も、これを10年間で絶滅するように頑張っているらしいんですが。あれは在来種なんですよ。ですから、在来種だからいいというわけにもいかないということですね。セイタカアワダチソウなんていうのは占領されちゃって本当に頭にきますが、でもあれ、ないよりいいかななんて思うんですよ。道を歩いていましてね。

もっと言えば、例えば我々一生懸命、毎年米を植えたりしていますけど、いろいろなところのお米を次々に持ってきては実験して、食べて、比べてやっていますが、東京の在来種なんてもうないんじゃないですかね。つまりはみんなミックスされている。わざわざつくったわけでしょう、コシヒカリだったり、いろいろなもの。だから、否定的な面ばかりでもないんじゃないか。あえてそんなことを聞かせていただきたいと思うんです。

池谷専門委員　園芸品種ですとか農作物というのは、もちろん自然のものからの遺伝子を加工してつくっているものです。そういった産業がなければ人間は生きていけませんから、園芸品種もいいし、農業のいろいろな産物もそれはそれでいいんです。それを否定しているわけではなくて、そういうものをずっとつくり続けていくわけですね。

例えば、農作物のあの品種が何年もつかというと、平均10年しかもたないんです。10年たったときにまたつくり変える必要があります。そのときに野生の植物の遺伝子がないと、食料生産できないのです。ですから、自然の遺伝子をとっておかないと将来世代が必ず困るんです。そういった意味で自然の遺伝子を極力残しましょうと。それを利用して産業が成り立つわけですから。

だから、稲は品種改良して、当然いろいろな改良の仕方がありますが、それを食べていくということはいいことです。稲がだめだというのではなくて、それはそれでいいんです。その大もとが自然生態系ですから、大もとはきちっと守っていきましょうと。その大もとはどこに守りますかということをして日本ではやってこなかった。山の上まで、今もってやっていないんです。ですから、クマが出て困っている。みんなそうでしょう。あれも山のどこに自然を守るかということをやってこなかった。都合のいいところを全部スギ、ヒノキにしたんです。ですから問題を起こした。

都市も同じです。どこに将来世代の遺伝子を残しますか。どこに人間は住みますかという土地利用をやってこなかった。海も同じです。湾という湾をほとんど今壊しました。そういうことでやってきましたから、日本の社会というのは持続可能な社会になっていない。そのひずみが子どもたちの犯罪に行くというのは当たり前のことなんです。大人が子どものことを考えていないんですから。当然、子どもだってそれはもうどうにもならないという話になる。

例えば、この清澄庭園を見せてもらうとわかるんです。大人にとっては大変いいんです。子どもにとってはこんなおもしろくない公園はないですね。芝生の中に入るなって、そんなことを言われたってどうにもならないぞという話になるんです。こんなのは大人の趣味の話であって、子どもにとってはほとんどおもしろくないですね。将来世代にとったら遺伝子なんて、まあありますけど、大してはないわけです。生態系という概念からしたら、ほとんどない。すぐ後ろはもうビルが見えちゃう。公園はこれでいいよということには、本当はならないんです。将来世代にはどういうふうにしますか、子どもたちにはどうしますか、大人はどうしますかということを考えていかないと、いい公園はできてこないなという感じがするんです。

委員長 J 専門委員。

J 専門委員 H 臨時委員からの在来種と同じような話なのですが、実は万博でこういうことがありました。万博に地球市民村という、いろいろなNGO、NPOが出展したゾーンがあったのですが、そこである九州の方が、是非地球市民村に来る子どもたちにカブトムシをあげたいということがあって、最初、協会とか私たちが聞いたときは、それはとてもいい話じゃないかということがあったんです。

そうしたら、そこに参加してくるNGOから相当批判が来まして、それは外来種だろうと。そういうのを子どもにあげたら、子どもは愛知のそこで放すかもしれない。そうしたら外来種を放すことになる。それはとてもじゃないけどできないという話になりまして、結構もめごとになったのです。

ただ、その解決策としては、九州の子どもにカブトムシをあげたいというおじさんが、そんな批判をされるなら、批判をしている人たちとちょっとお話しさせてくれということで、わざわざ愛知県まで来られて、反対しているNGOの人たちと一緒に話すテーブルを持ったんです。そのときに、そのおじさんが、理屈はよくわかるんだけど、子どもたちにカブトムシを見せて手にさわらせたときに、とても輝きがあるし、喜ぶ子どもたちの

顔はとてもすばらしいんだということを情熱的に話をしたら、そのNGOの方々、そこまでこのおじさんが言うならば、何とか協力できないかということで、それぞれのNGOがいろいろ頭を絞って、だったら1つのある教育として、絶対このカプトムシはここで放さない、最後まで飼うんだという約束をしてもらい、それも親子で一緒になってちゃんと勉強しながら飼うということで、その教科書までつくろうという話になって、みんなが協働してつくったというケースがあるんです。

まさにいろいろな意味で善意から来ることっていっぱいあって、先ほどのプレゼンテーションの中でも非常におもしろかったのは、緑化の中で緑化になっていないということとか。さまざまな、本当にいいんじゃないかなということから、実はそれが非常によくないというようなことで、市民参加の活動は多様にいっぱいあって、結構みんな自分はいいいことをやっていると思っている人たちがいるのですが、そういうことが結果的には実はそうではないんだという1つのルールと、しかしそれを単にいけないというよりか、今みたいにそれは実は協働するチャンスになって、新しい教育シーンを少し生んだんです。その辺のルール化と、そこからもう1つ新しい何かスキームが出るようなことが、在来種を中心にあるのではないかと思ったりもするのですが、いかがでしょう。そんなことが万博でありました。それで結構NGOたちの連携が生まれたんです。

池谷専門委員　もちろんそういったことでよらしいと思うんです。きっとそのおじ人は日本のカプトムシのことを言われたと思うんです。それはそれで遺伝子もそれほど違いませんから、何とかなる範囲です。ところが、外国のカプトムシを持ってきてやったときは大変大きな問題が起こっちゃうだろうなど。程度の問題というやつがあって、その地域で違うんだから、極力放さないようにということやってもらうということは、問題としては大変いい解決方法だったと思います。

委員長　　E委員、どうぞ。

E委員　　遅くなってしまってすみません。話をちゃんと聞けなくてとても残念に思います。

今の万博の話にもありましたけれども、万博の中でモンゴリナラというドングリが見つかりまして、それが万博でたくさんを切るの、ほかのところでもまたちゃんと植えましょうということで、いろいろな地域にドングリを持ち込みまして、そういえばいけないことをしていたのかななんて、今になって思います。富士山のふもととか、もともとはもしかしたら生植していなかったところに植えてしまったのかしらと思うんです。

モンゴリナラという名前がついていて、モンゴルとついているから、これはモンゴルのものに違いないでしょうということで、それでモンゴル大学に掛け合って、そしてそこにモンゴリナラをお持ちして、モンゴルは今砂漠化で大変で、黄砂が日本海の周辺地域までも飛んでくるぐらいに困っている状況でしたから、植林に行きましょうということで行きましたらば、これはうちの生態系に合うかどうか分からないということで断られました。逆に、せっかく来られるのならばアカマツを植えてほしいということで、そのモンゴリナラは大学の敷地の中で研究テーマとして使われているみたいです。そういうことで、アカマツの木を当時、私たちが3,000本ぐらい植えてきたのです。

今お話を伺っていると、アメリカで今大きな問題になっているのが先ほどの動物の問題です。クリスマスの時期になりますと、中流のちょっと裕福な家庭の方々が子どもたちに珍しい動物をとということで、世界じゅうからカンガルーとか猿とか、本当に親指ぐらいの小さなお猿さんとか、いろいろなものを輸入して、アメリカもそういうものに対する検疫の法律がきちとなっていなかったものですから、結局入ってきたものの、非常にウイルスが多くなってしまって、なぜこの病気が起きるのかもわからないようなこともありまして、それに対しての特効薬もなく、子どもたちが亡くなったり、それを飼っていた人々が肝炎になったり、その原因もわからないというふうな状況が今非常に大きく問題になっているわけです。

ですから、もともと生息していなかったものを入れることについては、私は専門家じゃないのですが、やはりどこかで1つのバリアをきちっと各国がつくっていかないと、今世界じゅうにバラスト水問題があります。例えば日本に来ると、日本の海の中に南洋とかいろいろなところからの水を出して、今東京湾とかいろいろな港の近くで、今まで生息していなかったような藻とか、生態系もそこで変わってきているということが大きな問題です。

植物になりますと、ヒルトンヘッドアイランドというところがサウスカロライナ州にあります。一時クリントン大統領がよく行かれるということで有名だったのですが、そのまちづくり条例の中に、そこにもともとから生息していた植物以外のものは一切植えてはいけないという法律がありまして、ちゃんと法的に罰することができる地域なんです。そこにはアレルギーとか、療養のためのヘルスセンターもあります。そこは、もともとあるものは自分たちの免疫力ができてくるので、非常に体にいい場所であるということで、裕福な方々の避暑地として使われている。大統領が行くぐらいですから。そういう法律とか条例をつくることは、守っていくということにおいても大事ですし、日本全国そうしま

しょうということはちょっと無理ですけども、しかしもともと日本にあったものは何だったのかということをお見せするためにはとても大事だと思います。

皇居の中でも天皇陛下が一切さわってはいけないという場所があって、自然にそこが今でもきれいになっていないというか、自然の破壊と再生みたいな場所がお堀の中に江戸時代からそのままあるということです。そういうことを1つのスタディをするということの中で、そういう特別な、日本の中に存在したものを以外は入れないというような公園があってもいいのではないかと。

ボタニカルガーデンとかガーデンがそもそも欧米で非常に人気がある理由は、外来のものを見ることができて、ふだん周りにはないから、見るのが楽しみで入ってこられていたものが、結局今どこでも見られるようになってしまったから、特別にそこに見に行かなくても済むというふうな状況になっていて、それで公園もあまり珍しいものではなくなってしまったのかなという感じがします。

委員長　ありがとうございます。何かございますか。

そろそろ予定の時間ですので、議事を少し先に進めたいと思います。事務局の議事次第で言いますと2つしか書いていなくて遠慮されたかもしれませんが、実は資料3がございまして、かなり分厚い詳しい資料が用意されています。これは事務局からのご発表ということで、これは今日こういう形で、清澄庭園で小委員会を開くということと非常に合っていると思います。

では、続きまして事務局からご説明ということで、資料3についてよろしくお願ひしたいと思います。

事務局　中間取りまとめを12月中から1月にかけてということやってまいりましたけれども、各専門委員の先生方とか、臨時委員の先生方にこういう形で発表していただく中で、今回、国土交通省として、歴史とか文化とか芸術とか、精神性にかかわるような部分も強く打ち出したいと思っております。それで、中間取りまとめまでにこういう形で、これまでの公園とかみどりにおける歴史とか文化というものと一体となった取組のご紹介と、それから今もこれからも取り組んでまいりますというようなことをご紹介させていただくためにつくったペーパーでございます。

先生方の意見をいただく時間がなくなってしまうので、手短にご説明をさせていただきたいと思ひます。

資料をめくっていただきますと、最初に出てきますのは都市公園です。都市公園も歴史

的・文化的な資産と一体的に整備をしてきているものが随分ありますというようなことが3ページから。数量なども今回、整理をしてみました。箇所数も、国指定の文化財とかと一体となってやっているものが合計で600カ所ぐらいということで、全国各地にかなりの例がございます。4ページ、5ページ、今日は市長はいらっしゃっていませんが、小田原城址公園の例ですとか。東京の近くですと六義園という庭園もございます。6ページには古墳です。宮崎県の西都原古墳群ですとか、堺市の大仙公園なども載せてございます。

あと、時代的区分で言いますと、近代の文化資産というようなもので、7ページ、札幌市の中島公園の例、横浜市の長屋門公園の例も載せてございます。8ページも古墳関係です。古代関係の歴史資産と一体となった公園の例。10ページには、弥生時代ですけれども、吉野ヶ里歴史公園。国で取り組んでいる公園を載せてございます。

そういうものが12ページ、13ページとずっと続きまして、14ページに都市公園以外の緑を守る制度ということで、特別緑地保全地区、都市緑地法の中の緑を守る制度ですが、そういうものもこういう歴史的な資産とか文化資産。あるいは、15ページを見ますと、社寺林とか、こういうものも一体となって取り組んでおりますというような例が出てまいります。16ページは古都法です。もともと古都における歴史的な風土を、いかに緑地、緑という形で、そのバッファゾーンを守るかということでやっています。17ページ、京都、奈良、鎌倉、明日香村の事例を載せています。

18ページ、19ページにはアンケート調査のようなものも載せています。観光資源としてその歴史的・文化的資産がどういうふうに評価されているかということで、日本の国で、どういうものを対象にして誇りを持つか。内閣府が調査したものでは、上位3位に長い歴史と伝統、すぐれた文化や芸術、美しい自然というようなものが来ているという例。

19ページには観光立国に関する世論調査ということで、何が日本ブランドかというようなことになると、神社、仏閣、自然環境、伝統芸能というようなものが来たりするという例でございます。

21ページは、これからの取組という中で、都市再生プロジェクトの中で町屋の再生とか活用というようなものも取り組まれているというものがございます。

23ページは、地域再生で、地域再生法に基づく地方自治体の取組ということで、写真は三重県の亀山市ですが、そういう歴史・文化を継承したまちづくりの事例でございます。

24ページ、観光立国行動計画。我が国の中でも一級の観光資源となるようなものも都市公園で整備を行ったり管理を行ったりしています。

25ページは、16年に法改正した景観緑三法ということで「美しい国づくり政策大綱」から「観光立国行動計画」とか、そういう流れの中で景観緑三法、全国各地で美しい景観とか豊かな緑の形成が進みつつあるというようなものでございます。

27ページは、このたびの社会資本整備審議会の歴史的風土分科会の中でご議論いただいている内容です。古都保存行政の全国展開というようなことで、枠の中に書いていますけれども、長い歴史と伝統を有し、豊かな自然に恵まれた歴史的な風土が数多くある都市を対象にして、古都保存行政の歴史的風土というような思想・理念を全国展開すべきであるというようなことでございます。

28ページ、29ページは最近取り組まれている事例なども載せてございます。

31ページには、「歴史公園100選」という新聞記事がございますけれども、都市公園と一体となって、その歴史的な資源とかを守っているようなものを、このたび認定する制度をやってございます。越澤委員長のもとでやっていただいておりますけれども、これもさらにまた追加指定ということも考えてございますし、「歴史的風土100選」というような、地域の歴史資産とか文化資産を評価するようなことにも取り組もうとしてございます。簡単ですけれども、以上でございます。

委員長　かなり駆け足でご説明がございましたが、何かご質問、ご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

私も関係した部分が多いので補足します。ここにいらっしゃる委員の方々はご承知のこととは思いますが、実は古都保存法ができて、ちょうど40周年目となります。都市公園法もでき始めて50周年で、ちょうど切りのいい年になりましたので、国交省の方々にいろいろ何かこれを記念して。といいながら、今はなかなか予算がないようですから、少ない予算で何かこういう普及啓発として喜ばれる事業はないかということで考えられたようです。多少違っていれば後で補足していただきたいと思ひます。

歴史公園100選。それから現在もう1つ、歴史的風土ですね。古都保存法の40周年を記念してということで、現在古都と指定されている明日香、奈良、京都、鎌倉以外に全国各地に大変美しい風土が存在するわけですので、それを広く国民から応募していただいで選ぼうじゃないかということで、これも1月末から2月ぐらいにかけて、多分選定されて公表されると思ひます。

ちょうど、順に各新聞でこういうものが報道されています。気づいたのは、今日の京都新聞のインターネットで福知山城公園が出ています。特に地方都市の方々から、自分たち

の大事にしているものが評価されたということで非常に喜ばれているようです。歴史的風土の小委員会の報告書をまとめられたときも、社会資本整備審議会の委員をされている櫻井委員は、学習院大学の法律の先生ですが、いろいろな分科会に入られているので、国交省の中で、歴史とか文化とかをやっている大変いい小委員会であるとお褒めの言葉をいただきました。

とはいいいながら、一方で非常に厳しい財政難で、国民から広く喜ばれるであろう政策に残念ながら集中的に投資が行くということにはなっていない中で、1つ、最近のこととして、この中に吉田茂邸の話がございました。公共が管理する公園とか特別緑地保全地区は最後、行政で買い取りをしますので、こういう形にならないと、こういう庭園とか文化的な建物というのはなかなか最後は維持しにくいというのが、どうしても必然的な現状ということだと思います。

28ページのベリックホールも、もともとアメリカ人の方だったか、宣教師の方だったと思いますが、その後、実は学校になっていて、学校としてもやはりこの建物の利用がしにくくなってきたのかもしれませんが、最終的に横浜市に寄付をされて、市でさらに修復をして、最近こういう形で、大変丁寧に維持されていた建物ですが、公開されるということです。かつて開港都市横浜に海外からいろいろな方が来られて住んでいたということの1つの証になるわけです。

その下の旧松本健次郎邸は、実はこの方自身が、いろいろな工場とか大学経営をされて、今もその関係の組織で保存されて、なおかついろいろな集会とか結婚式があり、聞いてみますと北九州では邸宅でのブライダルで一番人気のある場所らしいです。これはアールヌーボー様式の大変きれいなお屋敷ですが、たしか財団化しているのかな。そういう形で維持されています。こういうケースは大変少なくて、公園緑地の役割は、国の歴史・文化をいかに伝えていくかという大変大事な役割だと思いますが、いかんせん、こういうようなところだということでございます。

事務局、さらに何かございますか。

事務局 今日これからご議論いただく取りまとめ骨子案と、それからまた次回に文章を起こしていく中に、やはりこういった視点をかなり色濃く出していきたいなと思っております。またご意見をいただければ、いろいろその中で書き加えてまいりたいと思っております。

委員長 わかりました。今日はそういうことでご説明と、少し私も関係しましたので、

そこの補足説明ということでご了解いただきます。

本日の議事の(2)資料4については、前回の小委員会で頭出しということでご説明いただいて、あまり議論をする時間的余裕がなかったのですが、本日はこれについてある程度議論をしておいてほしいというのが、全体の今回の小委員会のスケジュールをにらんだ中で事務局として、国としてお願いしたいことですので、資料のご説明をいただきまして、今日残り時間は主に資料4についての意見交換をさせていただいて、大体このような中間取りまとめ骨子案でよいかどうか。また、不足している点があれば、いろいろご指摘いただいて、さらに充実させるということを後半の主な議題にしたいと思っておりますので、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

それでは早速ですが、資料4のご説明をお願いしたいと思います。

事務局　それでは、全体の流れをご説明させていただくために、参考資料4という厚い冊子の表紙をめくって1枚目に、全体の次期社会資本整備重点計画に向けた考え方というのが1枚で整理されています。これ自体は11月8日の社会資本整備審議会・交通政策審議会、計画部会の中の基本問題小委員会で出されているものです。全体のそれぞれの分科会、部会がこういうものを見ながら、次期の社会資本整備重点計画、自分のところの計画の内容について考えていくというような形になります。

1ページの左側にいろいろ枠組みで書いています。全体的な基本的認識として、対応すべき課題ということで「人口減少・少子高齢化の到来」、「日本の経済社会の投資余力低下」などというような言葉が出ています。右に行きますと、社会資本整備に関し必要な対応。「長期的需要変動」とか「執行方法の再検証」というような文字が出てまいります。

次期重点計画の計画期間につきましては、20年を初年度として5箇年間ということになります。

現行の重点的な項目、重点分野が定められておりますが、その下、3つ目の窓のところに「暮らし、安全、環境、活力」とございます。この現行の重点4分野については、次期の重点計画の中でも重点分野としてこれを維持していく。こういった項目に沿って、それぞれの事業がいろいろなことを考えていくということです。

それから、将来に向かっていく中で、今回の重点計画の位置付けというか、目標というものをどういうふうに考えていくかということですが、楕円形が3つ重なっています。一番左に達成すべき社会資本の整備水準ということで長期。これは将来系ですね。将来のことがあり、中長期的な取組、10年から15年ぐらいを目標にしたことをまず考えて、そ

の中で特に次期重点計画で実施すべき事業を、その中からさらにピックアップしていこうという枠組みの中で組み立てていく形になっています。

その下の枠の中にありますキーワードだけ言いますと、2行目のところに「可能な限り施設別の縦割りではなく、施設横断的な目標・指標を検討すべき」というような言葉が出ています。

それから下の3つの ですが、これは当たり前と言えば当たりの話ですが、社会資本整備の効率的な執行に努めなければならない。それから、一等最初に人口減少とか投資余力という言葉が出てまいりましたが、維持管理・更新というようなものも考えていかなければならない。それから、国と地方の役割分担というような大きな枠組みがございます。こういう大きな枠組みに沿って、今回骨子を我がほうでも考えて、それを中間取りまとめという形でまとめてまいりたいと思っております。

もう1つ、参考資料1ですが、1枚紙に「第2回公園緑地小委員会 各委員からの指摘事項」という紙をお配りしています。いろいろご意見をいただいたものをかなりコンパクトにまとめていますので、言い尽くせていないところもありますが、5つほどポイントを挙げています。

いろいろご説明させていただいた中で、今回取りまとめようとしている枠組みの項目に従ってまとめています。「みどり」の範囲とか対象ということですが、象徴的な話として人工地盤上に整備される「みどり」などもコミュニティ形成の場となり、重要性があると。本日のご議論にもございましたけれども、整備に際してはその地域の生態系、遺伝子ですか、そういうものに配慮すべきであるというようなことが1点目。

2つ目のこれからの重点・連携分野ということで、市民参加、民間事業者の取組、それから社会貢献活動等のプラットフォームとなるような「みどり」の形成に向けた取組が必要である。

それから、指標の方向性というようなことで、「みどり」が創出するにぎわいとか利用者の満足度に注目していく必要があるのではないかとということです。

それから、整備手法の考え方ということで、都市開発の伴う担保性のある「みどり」の確保の手法、それから管理のしやすいような制度の検討を進めるべきである。これも、また後ほど1つ参考資料を用意してございます。それから、整備だけではなく管理に対する支援制度みたいなものも必要なのではないか。

一番下ですが、「みどり」のストックの管理・有効活用ということで、都市環境の向上を

図るため「みどり」の価値の向上を図っていく必要がある。

2つ目、言葉を補足しますと、「みどり」の価値について社会に還元するというよりも、むしろ「みどり」の持っている価値、社会に対して発揮されている価値というものを、社会全体の仕組みの中で「みどり」に還元されるというのでしょうか、そういうような仕組みも構築する必要があるのではないかと。

それから、多様な整備・管理手法から選択、組み合わせによって利用者の満足を高めていく必要があるということで、前回の委員会と、それから委員会の後に各委員の皆様にご意見をいただくということで、こちらからご意見を求めました。そういうものもあわせてこの紙にまとめてございます。

以上、2つの作業を経まして、今回、資料4「とりまとめ骨子(案)について」ということで、2枚紙、4ページになりますが、これをまとめてございます。

これからの作業ですが、この骨子(案)についていろいろ意見をいただきまして、次回、11日にもう1回、年内に開催させていただくことになっております。11日までにはこの骨子(案)を文章として書き上げていく作業をしたいと思っています。

委員の先生方には、事務局が途中段階で、先週、ちょっと文章にしかけたものを送っております。でも、あれではなかなか議論しにくいだろうということもございまして、またこういう形で箇条書きにしたもので本日はご説明をさせていただきます。

それでは、資料4のご説明をいたします。

まず1ページ目、基本的認識。経緯ということで、これは先ほどご説明したところですが、現行の重点計画は事業分野別であった9つの計画、括弧で書いていますが、それを一本化しました。計画内容は、主として事業費というようなものでしたが、「達成される成果」、そういう指標へ転換をしてきているということです。

それから、先ほど言いましたように「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の重点的な4分野について目標を定めて、達成状況を定量的に測定するための指標を設定して、施設横断的な取組、またそれぞれの事業ごとの取組をやってきているということです。

2つ目ですが、大きな社会経済情勢の変化への対応ということで、1つには人口減少・少子高齢化の急速な進展ということで、我が国の経済社会に構造的な変化をもたらした。社会資本に対する要請も、今後、質・量ともに変わってくるであろうと。

それから、都市公園、緑地保全、その他公共施設の緑化など、「みどり」の社会資本の整備・保全・管理も、社会構造の変化に対応しつつ、自然と調和した安全な国土の再構築、

あるいは個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術の欲求の高まりなどへの適切な対応が必要だろうということで書いてございます。

それから、先ほどありました日本経済の投資余力の低下、財政制約が続くことも、これは何年かたったらまたわかりませんが、そういうことも想定しながら良好な都市環境を維持・向上、再生させる「みどり」の機能、特性を踏まえ、「みどり」の社会資本整備を戦略的かつ重点的に推進していく必要があるということです。

3番目に、次期重点計画に向けた「みどり」の視点ということで、これからの「みどり」のあるべき姿を念頭に置き、国の政策課題に対応した必要性・緊急性を評価し、重点的な「みどり」の整備・保全・管理が進められるように検討を進めたいということです。

それから2つ目ですが、政策的に取り組む「みどり」の対象範囲をできる限り柔軟かつ広範に広げる観点。これも従来、重点計画以前ですと、本当にもう都市公園だけに限っていましたが、都市公園だけを対象にした計画から、こういうふうになってきています。これをまたさらに柔軟かつ広範に広げて考えていく。そして、次世代に残すべきストックの積極的、効果的な活用を推進する観点からの検討を行っていききたいということです。

2ページは、その内容です。重点的に整備・保全・管理を図る「みどり」の分野とその目標ということで、最初にその対象範囲のことを書かせていただいております。いろいろご意見をいただく中で、そこに都市公園以外にもいろいろ並べてございますが、都市公園、道路、河川、港湾、広場、墓園、学校などの公共空間の「みどり」、それから都市緑地法による土地利用制限とか契約・協定の制度もございまして、こういうものに担保されている民有の「みどり」、さらには農地、林地、社寺境内地というようなことで、「みどり」の社会資本の概念をできる限り柔軟かつ広範にとらえて、適切に整備・保全・管理をするための方策を総合的に講じてまいりたいということでございます。

2つ目、重点的に整備・保全・管理を推進すべき分野・領域ということで、先ほど重点4分野の話がございました。非常に限られた財源の中で、いざ投資をする世界を、どういふところに重点化を図っていくのかということです。具体的には、のところに書いてありますように、他事業とか他分野等で積極的に連携を図りながらという言葉が付きましますが、もちろん、「暮らし」、「環境」、「安全」、「活力」というような視点で幾つかのポイントを掲げてございます。

高齢者・障害者をはじめ、だれにとっても優しい都市づくりに資する「みどり」、良好な子育て環境を形成する「みどり」。それから、自然生態系を保全し、多様な生物との共生の

基盤となる水とみどりのネットワーク、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策となる「みどり」。それから、安全に参りまして、広域・地域防災拠点、避難地・避難路、帰宅困難者対策というようなものになる「みどり」、都市の防災機能を向上させる「みどり」。活力に参りまして、観光・地域振興へ寄与する、それから歴史的・文化的資源等の活用や良好な都市景観の形成に資する、それから、これはこれからまた将来に向かってというような視点も入れてございますが、芸術・文化の香り高いまちづくりに寄与するというようなこと。こういった部分に重点的に力を注いでいくべきではないかということでございます。

3つ目に指標の問題でございます。どういった指標が適しているかということです。まず視点ということで、公的に担保されている緑地だけではなく、契約・協定で担保されているような民有の緑地とか、建築物の敷地の中の緑化とか、いろいろな態様の「みどり」をできる限り広範にとらえていきたい。生活実感として反映されるようなわかりやすい指標を設定していきたいということでございます。

それから、量だけではなくて、「みどり」の機能とか内容とか質を反映した指標にすべきである。それから、地域の状況に応じた自主性・裁量性のある指標の設定について配慮する。そういった弾力的な運用も可能にできるようなものにしていきたいということです。

3ページに行きますと、その例示ということで、現在考え得るということで、現実的に作業をすると難しいものもあるかもしれませんが、まず大きな項目として、都市における「みどり」の量をあらかず総合的な指標として、緑地率とか緑被率とか、面積の比率というような概念を導入した指標を検討していきたいというのがございます。先ほどの重点4分野に応じて、例えば「暮らし」の項目の中ではバリアフリー化とか、だれにとっても優しい都市の形成に資する「みどり」の機能や満足度・質の確保というようなことに着目した指標、それから健康増進の視点からの指標。

環境の部分では、地球温暖化対策とか、生物多様性や自然との触れ合いの基盤となる「水とみどりのネットワーク」の形成に係る指標なども検討してまいりたいと思っています。

それから、安全のところですが、広域避難地の整備率。避難困難人口を解消していこうというようなことです。それから、延焼防止・大気汚染軽減など、災害等の軽減に着目した指標を検討すべきである。

4つ目の活力では、観光等の集客の効果、それから地域振興の寄与度とか、歴史的・文化的資源の活用にかかるような指標、それから「みどり」というものが創出するにぎわいとか、多様な人々の参加というような視点からの指標なども検討すべきであるというよう

なことでございます。

それから、目標量です。今までの都市計画審議会の答申ですとか、国土交通省の前身の建設省が政策大綱として持っていた数字として、「公園面積20㎡」ですとか、「市街地における持続性のある緑地3割」というようなものを持っていました。まだ若干整理不足ですが、人口減少などの局面を迎えて、いろいろ都市構造も変わってまいります。そういうものを踏まえた適切な目標量を設定すべきであるというようなことを考え方として示しています。

その中期的な見通し・目標量を設定するわけですが、その内数として次期5カ年計画の達成度、それからアウトプット量を設定していきたい。例示で挙げたのは、例えば中期目標（10年程度）では政策分野の防災、安全の中で広域避難地の整備率を100%にしていくとか、こういったような目標を掲げていったらどうかということで、1つの例として示してございます。

3番目に、多様な「みどり」とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策ということで、いろいろな主体の参加・連携を求めていきたい。一緒になってその政策を推進すべきだということです。国とか地方公共団体が行ってきたものだけではなくて、民有地を含めて地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等の活動も含め、いろいろな政策を幅広く展開すべきであるということで、そういった手法に係る長期的な戦略を持つべきだということ。

それから、公共事業として実施する分野の重点的な投資。多様な主体による多様な「みどり」の整備・保全・管理に係る制度の検討や、総合的な支援方策を充実すべきだと。それから、国民運動的な話、そういった普及啓発的な手法というものも充実させる必要があるのではないかということでございます。

最後、4ページですが、先ほど資料をご説明しました歴史的・文化的資源を活用した「みどり」のあり方と整備・保全・管理の推進方策ということで、1番目に、地域のシンボルや郷土の誇りとなっているようなもの、観光振興とか地域振興の核にもなる、そういうものが美しい国づくりとか観光立国とか、そういうものの礎を形成するであろうもの、そういうものが地域社会の活力の拠点になるという発想に立って、歴史的意義を有する建造物、遺構などが周辺の「みどり」と一体となって醸し出されている歴史的な風土とか、将来に向けて新たな個性、魅力を形成する芸術性とか文化性というものを創出する、そういったものと一体的に展開される「みどり」というものを積極的に整備・保全・管理するための

施策を幅広く展開すべきであるということを1つ項目として掲げてございます。

それから、ストックのもたらす効果を総合的に高めていきたいということで、問題意識として高度経済成長期にいろいろ宅地造成等に伴って整備された空間がございます。そういう空間の価値を高めてまいりたいということです。中には維持管理コスト、更新コストというような問題もございますが、そういうものの縮減も含めてやっていくべきだというようなことです。下に並べましたのは、そういったストックのもたらす効果を大きく総合的に発揮させる上での視点というようなことで、どういう効果に着目すべきかということ掲げています。

貴重な自然環境のインフラとして持っている効果。それから、良好な都市景観、季節感をもたらす存在。環境学習、自然教育など学習の場となるような効果。あるいは、市民参加、参加型社会形成のプラットフォームになるというようなこと。それから、中心市街地等において、その都市に生き生きとした活力をもたらす効果も果たしていきたい。いわゆる日常的なレクリエーションの場 本来これを1番目に書くべきかもしれませんが。それから、ストレスを癒す心身の健康増進の場。最後に、芸術性、文化性など、都市文化の創出に寄与する効果というようなことで、こういった効果を高めていくための方策とか施策というものを、この次期重点計画の中で考えてまいりたいと思っております。

以上の骨子にまた本日ご意見をいただきまして、間違っているところをご指摘いただいで、文章を起こしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

まず、資料5をご覧くださいと思います。これに今までと今後の経緯が出ております。第1回小委員会、第2回小委員会が済みまして、本日第3回目でございますが、これまでの議論を踏まえて、今日はこの社会資本整備重点計画に関して、たたき台として「中間とりまとめ骨子(案)」が出されたということで、これをもとに約30分、自由にご発言いただき、それを踏まえながら、また次回、事務局で、これをさらに、より書き込んだ形でもう一度ご提案があるということです。

あと2度さらに審議もございまして、そういう状況を見ながらということで、今日、てにをはの文章ということではなくて、むしろこういうことを是非書き込んでほしいとか、前回の発言をもとに書き込まれたのはやや趣旨が違うとか、もしありましたら、その辺りを自由にご発言していただき、またこれまでご都合がつかなかった委員の方もいらっしゃ

いますので、改めてまた自由に、あまりこの枠にとらわれない視点でも結構ではないかと思えます。どなたからでも結構です。

M専門委員 1回目、2回目と都合で来られなかったんですけども、今日もまた少し早目に失礼するかもしれませんが発言させていただくと、今日の池谷委員のお話で、賛同できる点が非常に子どもの専門家としてはありまして、そのうち大人は殺されるだろうというようなことは考えなきゃいけないような問題なんです。そのことが比較的、これからの子どもたち、障害を持っている人、それから年をとった人で、バリアフリーのことは書いてあっても、子どもについての記載が少ないですね。

こういう歴史的建造物を中心とした庭園などでも、子どもたちに日本の歴史的な美しさとかというようなものをインプットする必要は確かにあるので、連れて来る必要はあるのですが、だれも子どもを連れてここに来ようとはあまり思わないというようなところに1つ問題があります。

こういう大人向けの庭園の片隅に、託児所風のグリーンの芝生のあるような、自由に走り回れるような……。この間ニューヨークに行ったら、犬はセントラルパークでは普通に放し飼いになって歩いているんですけども、人間の子どもが、ちょうどドッグランみたいにセントラルパークの一部を囲って、走り回れるようなものができ上がっている。1つのヒントとしては、こういう公園のどこかに託児室風のそういう遊べるような小さな公園を、こういうものの雰囲気壊さないような感じで作っておくとか、そんなことも必要かもしれません。

それから、公園をつくることで少子化がとまるとはとても思わないですね。だけど、少ない子どもを大事に育てるための「みどり」と公園の利用みたいなものは、今後十分にこの委員会なども考えないといけないのではないかと思います。それから、学校、他事業との連携という中で、できるだけ子どもをこういう公園に連れて来るといような、引っ張り出す方策を文科省とか、そっちに働きかけないと、こちらだけつくっても全然来てくれないというようなことになる。

それから、国民全体の意識について、先ほどの池谷委員のお話の中で、今の日本人のきれいだという感じは、きちんとして整備されているときれいだというふうに思うわけで、今までの在来のもの、どぶ川みたいなところがあったら、やっぱりおじいさん、おばあさんはきれいにしたいと思っちゃいますよね。だけど、今の若い人たちは、雑穀のご飯で、こんなものまずそうだというのを、とてもおしゃれだと言って食べているといようなこ

とを考えると、ああいうのがおしゃれだというような雰囲気をつくらなきゃいけないと思うんです。そういう公園とか、池谷先生プロデュースとか、こういうのがおしゃれな公園というのを若い人が集まるようなところでつくってアピールする必要があるし、そこに子どもが来て、それで今後につながるという、その「つながる」という感覚を持たないといけないのではないかと思いました。

委員長　　ありがとうございました。

今のご発言について特に何か補足はございますか。

事務局　　言葉として少子高齢化という言葉を連発するのですが、中に書いてあることはおそらく具体性がなくて、いけないと思います。反省をいたしておりますので、そういうあたりをちゃんと強化して書いてまいりたいと思います。

委員長　　どうぞ。

E委員　　この中で、公園という定義は、どこまで公園ということかと思うんです。歴史的風土、ある地域の公園に対する、緑に対する感覚で、ただ、文化遺産として今保存されている建物とか、この中にもありましたけれども、文化庁と一緒に、例えば建物が指定された場合は、そのお庭までも公園になるというふうになっているんですか。

事務局　　ケース・バイ・ケースです。それぞれ場所によって違います。

E委員　　そういうことをもっと強化したほうがいいんじゃないかと思います。

それと、例えば吉田邸の話もそうですが、この間、住友別荘が結局全部つぶされて、大磯で分譲地にされているのですが、幸いにして庭園にあった灯籠とか、昔からのものをそのまま分譲の中のみんなの共有する場所として、もともとの庭園の中に三井不動産が建物を建てているので、ちょっと残って、人々も歩けるように石畳にしたりして、緑を楽しめるようにしているんです。今までの都市の中のみどりというのは、結構、別荘とか、昔からの神社とか、お寺とか、そういうところがある意味でみどりを守ってしてくれたと思うんです。

おそらく団塊の世代の中で今一番大変なのは、親が結構財産を持っていて、300坪、400坪の土地を持っていて、それが地域のみどりになっていたところが、相続税を払うためにそれを売らなければいけない。だから、うまく国土交通省とそれこそ財務省と一緒に何か組んで、例えばその建物を壊して、その今まであるみどりの背景を壊すまでは、例えば臨時的都市公園というふうに指定してあげて、相続税を亡くなったときに払わなくても、その風景を壊したときに初めてそこから相続税を払わなければいけないみたいな。

もともと財産としてあったみどりに、みんなあやかっているわけですし、私たちも、葉山に住んでいても、周りにたくさんの別荘がありまして、そのみどりが一つ一つ壊されていくわけです。その一番の理由は結局、相続税を払うためには売るしかない、財産分与しなければいけないと。

そういうことをうまくシステムとして、例えば都市公園指定を10年間すると。その10年間の間にもし地元の方々が、そこを町で買おうとか、市で買おうとしたときに、そのまま買われるような状況をつくってあげるような、保全をしていく、コンサベーションということ。何かこういう新たなものをこの中に入れると、これ以上清澄公園を増やそうと思ったって、周りを壊して広くできるわけではない。しかし、もしかしたら隣が壊されるときに、そこを吸収できるような環境づくりをするとか。

例えばアメリカのアーリントン墓地はナショナルパークなんです。青山墓地を都市公園に指定されているんですか。

事務局 都市計画法ではたしか計画公園ということになっています。

E委員 そういうところの周辺も、もう傘をかけちゃって、ちゃんとみどりを保全できるようにするとか。神社もお寺も今、財政難で困っているところもあるし、後を継がれる方もいないところもあるわけです。都市の中ではそうではないかもしれないのですけれども、仕組みというか、何かみどりを残すすべをどこかに。

わらでもつかみたいような方は結構いると思うんです。ただ、それは自分の財産ではなくて、むしろ何百年もここにケヤキがあって、うちがここを売らなきゃいけなくなってしまって、このケヤキがという。前に私の事務所がありました広尾でもそうですが、すばらしいケヤキの木があって、結局そのケヤキを残そうと思っても学校を建て直すということで壊されてしまったり。

そういうことが、おそらく1つの救いの場であり、または私たちの都市の1つのみどりの財産としてちゃんと守れるような仕組みづくりをここです。ただ、開発側にとっても困るようなことになってはいけないので、逆に間をとれるような何かいい状況が今回この記念としてつくっていけるようなこと。私は今そこまで考えつかないのですが、そういうことができる、おそらく個人も参加することができていいんじゃないかと思うんです。

委員長 ありがとうございます。何か言うことはございますか。

公園緑地課長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。今回、1月ですか、中間取りまとめをお願いしておりますので、是非そういうところも方向性として、今E委員

が言われたようなことを盛り込めたらと思います。

私どもにも、例えば非常に貴重な屋敷林が相続の際になくなってしまうとか、邸宅についても同じようなことを大分意見としていただいていますし、制度としても都市公園の借地公園制度とか、あるいは都市緑地法の中の緑地保全地区なり市民緑地なり、幾つかそういうものが使えるような制度はございますが、そういう制度も含めて、今のままで十分かどうか、そういった問題が1つ大きな問題としてございます。

ですから、むしろそういったところについてのさらに深いご検討をいただくのは、中間取りまとめをひとまず終えた次の取りまとめのときになるのかなと思いますので、是非この小委員会でご議論いただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。

では、よろしく申し上げます。

J 専門委員 随分多様な参加とか、市民参加とかを入れていただいてありがたいなと思っています。大きい3番のところに入るのか、5番に入るのかわからないのですが、キーワードと言いますか、今日の池谷委員のお話を聞いていても、非常に重要なのが、関係が壊れていると。

前のときもちょっとご説明したのですが、今の大きな問題は関係性が崩壊してしまっているということで、私もみどりというのはその関係性が回復する機能を持っているんじゃないかと思っています。それは自然と人との関係性、あるいは先ほどの在来種のお話ではないですが、地域の生命と、そこに住む人との関係性、あるいは人と人との関係性ですね。先ほどの暴力じゃないですけども、そういうもの。あるいは自然と自然同士の関係性。先ほどのいわば高次の消費者がいるから成り立つような生態系の問題というのは、自然と自然との関係性だと思うのです。あるいは歴史と人との関係性。

そういうつながりの場がみどりで、これはみどりイコールつながり場とも言えると思うのです。これはストックがもたらす効果なのか、それとも本質的な意味なのか、ちょっとその辺はこれから考えていかなきゃいけないと思うのですけれども、このみどり自身の価値として、今の現代的、時代的な価値として、それはつながりを回復していく場であり、プラットフォームなんだという、その辺の視点を入れて。関係性という言葉がなくて、僕はそこがすごく重要なことなのではないかと思っております、だからこそ市民参加とか市民協働をそのためにするので、その辺の視点が必要なんじゃないかと思いました。

委員長 ありがとうございました。

何かございますか。では、よろしくお願いします。

H臨時委員　みどりの4つのポイントというのが出ています。強いてここで挙げられている中で欠けているとすると、健康増進とかスポーツというようなことに関する広場とか場と言いますか、それがないなという気がしました。それが1つです。

一方、なかなか難しいなと思いますのは、みんなが楽しめるということと、生態系保存とか何とかいう問題とはかなり矛盾するんですよね。運動場にしてしまうと生態系はめちゃくちゃになっちゃうでしょうからね。そういうことが至るところにあります。地球温暖化とかヒートアイランド対策になるみどりと、みんなが楽しめるみどりの矛盾、あるいは子どもや高齢者にとっていいものと、若者にとっていいものという矛盾、あるいは文化・芸術性が高いということと、今の生態系問題とも矛盾するというお話がございましたが、かなりいろいろなものが矛盾している。これをどうアウフヘーベンされるかというところに、ひとつ力を尽くしていただきたいと思いました。

委員長　ありがとうございました。

何かございますか。

事務局　健康増進とかスポーツですとか、今まで掲げてきたキーワードをちょっと頭から忘れていたなというところが反省としてございますので、その辺はもう一回考えていきたいと思います。あと、矛盾と言いますか、本来いろいろな機能がそういう空間ですとかみどりにあるものですから、書き上げていくと一見矛盾しているようなところを、できる限りうまく主張すべきことは主張できるように書き上げてまいりたいと思います。

委員長　一通り伺った後で、委員としての私の意見を最後に申し上げたいのですが、どうぞ、よろしくお願いします。

I 専門委員　まず基本的認識のところなのですが、ちょっと私と違うんです。先ほど話しましたように、やはり基本認識としては、日本でもやはり基本的に持続可能な社会を目指すんだという、そこがまずないと、事が全然違ってくるのだと思うのです。持続可能な社会、つまり現代世代と子どもたちと将来世代、この3つを考えてどう動きますかということですから。そういうときに基盤となるのが、自然生態系をどう守りますかと。この守り方が国土交通省から出ているエコロジカル・ネットワーク、ピオトープ・ネットワークでもいいし、生態系回廊でもいいし、そういったことがベースですよ。

このベースとしては都市公園のあり方というのは1つの核になりますから、その核というものの質と量が必要なんです。どういう野生生物を載つけますかということに、端的に

言えばなるわけです。オオタカがすめるようにしますか、シジュウガラでいきますか、スズメでいきますかという話になるんです。

その辺のことがないと、ただありますよと言ったって、それはやはりカラスが増えて困っちゃったという話になってしまうので、エコロジカル・ネットワークをベースとしていきますよ。そうすると、公園のあり方と外来種のあり方と、あと一番末端は家庭の庭なんです。家庭の庭までも視野に入れたことを提案しないと、社会全体としては公園が宙に浮いちゃうことになるんです。その辺の視点が必要なのかなと思いました。

それからあと、無理かなという感じもするのですが、「みどり」という言葉が私どもは非常に引かかるんです。過去、日本のみどりということでもって、どのくらい自然を破壊してきたかという現実があるわけです。それで日本の自然が残ったというのは過去非常に少ないんです。そういった過去の事例からすると、「みどり」という言葉で今後いけるのかどうかという根本的なところがある。これにも「みどり」、「みどり」っていっぱい出てくるのですが、読むたびに、うーん、どうだろうなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局　まず、一等最初の基本的認識のところ、確かに既に今日、そういう部分が欠けているなどと思いながらご説明申し上げておりましたので、そういう根底の部分として持続可能な社会というものを構築していく要件を備えるべきだと。みどりというようなことをベースに書かなくちゃいけないなと思いました。

2つ目の「みどり」という言葉で、先ほどE委員からも、公園というのはどこの範囲を公園と言っているのかというお話がございました。公園と言ってしまうと、国土交通省で言いますと都市公園法に書いてある公園ですよという言葉になってしまうのですが、ここであえて、「みどり」という言い方を今回かなりこだわって使っていますのは、やはりありとあらゆるものを含めた包括的な概念で使って、そういうものをすべて投資の対象にするわけではないのですが、例えばネットワーク化とかというようなことを考えていった場合でも、一つ一つの要素を全部網羅していきたいというような気持ちがございます。

そういうこともあって、この「みどり」という言葉を使っているのです。昨日もちよっと思ったのですが、「みどり」という言葉の解説の中で、先ほど言いましたように、根底にどういう要件を備えるべきかというようなことをきちっと書いていくことが必要なのかなというふうに思っております。その辺も場所、場所によって、野球のグラウンドもサッカーのグラウンドもございますから、すべてがすべてというわけにはいきませんが、根底の

発想としてどのようなことを考えるべきかというようなことを、「みどり」の定義という中で押さえていきたいと思います。

Ｌ専門委員 私も一言コメントを差し上げたいと思います。社会資本整備審議会で、施設ごとではなくて、施設横断的に目標を設定しなさいというのは、まさにそのとおりかなと思うんです。改めて考えてみて、公園にどんなものがあるかを考えると、「みどりがあります、オープンスペースがあります、歴史的な建造物があります」といった途端に、類似のものがたくさんあちこちにあるじゃないですか。みどりは道路にも河川にも、それから民地、工場なんかにもあります。同じようにオープンスペースが小学校にもあって、防災機能を果たします。歴史的な建造物もそうです。いろいろなところと関係性が出てきますから、公園だけでオープンスペースの最適化をして、公園だけで歴史的建造物の保存のことを議論してもしょうがないというのは、まさにそのとおりで、連携ということなのだと思うんです。

公園行政の中でそういうことに対して積極的に発言していくという態度は必要だと思うのですが、やはり基本はみどりのところかなと。メリハリをつけて、どこが重点かと言えば、ほかのところをないがしろにしろと言っているわけではなくて、ほかのところもどんどん言えるところは言いましょうということですが、このみどりのところはうちが本家だと主張したいわけです。例えば民地のみどりにしても、一応うちの指針に従ってくださいとか。学校のみどりでも、強く自分たちが計画をつくるぞ、ないしは自分たちが主張したいところがあるところがやはり全面に出たほうがいいと思うんです。

そういう意味で、緑地率ということですのですべての緑地をカバーするような指標を出したいというのはいいと思いますし、もっと本当にみどりに関していろいろな質的な要素を入れていきたいということも文言で書いてありますよね。ですから、アクセスできるみどりという観点も必要です。空から見てみどりがあっても、塀で囲まれていたら意味がないですよ。ですから、少なくとも見られるかどうか、あるいはさわれるか、中でいじれるか、そういうふうなものを重視すべきです。あるいは質的なことで、遺伝子のことを今日勉強しましたけれども、そういうこともひょっとしたら入るかもしれません。

緑地率と一言で言っているやつが、ものすごいたくさんのいろいろな指標にブレークダウンできて、こんな緑地、あんな緑地みたいなものがいっぱい出てくれば、それが自然に質的な評価をすることにつながっていきます。ですから、この４ページのメモの中でみどりがいっぱい出てきてというのは、僕はみどりが出てくるのはいいと思うんです。やっぱ

りここにこだわるのが公園行政たるゆえんだと思うので、是非そういう指標をうまくつくっていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。今のことはお聞きするだけでよろしいですか。

事務局 はい。

委員長 では、E委員。

E委員 厳しいことを言うつもりは全然ないのですが、この歴史的風土の中で、例えば古墳があったり、お城があったり、いろいろなものがありますけれども、これは国家施策として国民のためにつくった公園が1つもないんですよね。日比谷公園とかあそこは...。ここを私たちは公園としてということが、ここの中に1つか2つあるといいなと思うんです。国民のために公園地として使っていただくためにゼロからつくったみどりの場所が1つぐらいあってもいいんじゃないかなと。

事務局 歴史的な資源がまずあってということですか。

E委員 いえ、歴史的な資源があって、公園があるものばかりがここの中に入っているんです。そうすると、国は何もしないで人のふんどしで公園づくりしていたって思われる。そうじゃなくて、こういういいものをこうやって国民のためにつくっていますということも、どこか入っていないと、たまたまほかのまちの人が、殿様がということに見えちゃうかなという感じがするので。

事務局 今日は歴史的な資源を活用した公園とかみどりというものについてだけ説明するために、この資料をつくったものですから、ほかのもっといろいろな世界があって、一からつくっているものとかも随分いろいろありますから、これは全体の体系の中のごく一部の説明で、説明が舌足らずでしたけれども、その例示ということで、今日は説明させていただきました。

E委員 わかりました。

H臨時委員 緑地率ということと、緑被率という、みどりに覆われている率というのがあると思うのです。つまり、大きな木が道路をカバーして、トンネルのようになっていますが、ああいうのは緑被率が高いと。道路を緑地とは言わないんですよね。そういう意味で、緑被率が高くあるべきだと。これは地球環境問題とかヒートアイランド問題とかに対して決定的な問題なのだろうかと思います。

もう1つ、緑の量ですね。高木と低木と、それから芝生みたいな草とかとは全然違うので、やっぱり地球環境問題やヒートアイランド現象と言え、みどりの量と言いますか、

光合成をする量とか、あるいは蒸散する量とか、そういうことがかかってくるのかなど。その点もご考慮願っておくといいのではないかと。ですから、立体化、例えば壁面緑化なんというのも大いにみどりの量と関係あるので、平地だけで考えないで立体的に考えてもらうようなことも大事かと思います。ご参考になるかどうか。

委員長 時間も迫っていますが、私も委員として何点か。

1つは、今回、社会資本整備重点計画ということで、従来の分野別の公共事業が一本化されたことで言いますと、やはり横割りとか連携の施策メニューをより強く出してほしいなと思います。その場合に、連携できる部分というのは実はある程度限られていて、やはりみどりとかオープンスペース系が、だれが見ても一番連携プレーをとりやすいんです。公園として管理している部分と、当然道路にみどりの部分がありますし、河川もあります。従来やっていたと思うのですが、それをより強めるということを是非、これは関係局と相談しながらお願いしたいと思います。

現実には既に連携プレーの場所はあるのですが、よりそれをやっていくというのが1つ、国土交通省の中での、ちょうどこの重点計画の仕組みの中でまさにできる部分ですので、それを是非考えてほしいというのが1点です。具体的に言いますと、河川と一体となった公園とか、道路の街路樹とか、ポケットパークと公園が一体になっているとか。いろいろな形があり得ると思うんです。

もう1つは、後で参考資料5についても、せっかくご用意いただいたので少しご説明いたただこうと思うのですが、それと関係するのですけれども、いわゆる都市・地域整備局と住宅局の中的一种連携プレーの中でできるような部分があります。つまり、公有地となる公園と、民有地の中のみどりの機能の公開空地とか、地区計画の中のみどりの関係。これは最近、都心におけるいろいろな、特に質の高い再開発の中でこういう事例が随分出てきました。

今日、参考資料5を用意していただいているわけですが、これをより推進していく。しかも管理については公共と民間とか。後でご紹介がありますが、中間法人とかいろいろあるわけで、やはりこれは今後の動きということで、是非強調してほしいなど。それを推進するにはどうしたらいいかというのは、いろいろやり方はあるのかもしれませんが、考え方として是非やりましょうというふうにしておくのは自由だと思います。

もう1つは、行政計画に対するみどりをどうしようかというのがありますので、そっちの観点から言いますと、文化財あるいは文化庁の施策と、国土交通省の公園については非

常にお互い関係プレーを過去とってきたわけですが、やはりこれはよりとる形で、1つは、今回の重点計画は一応5年単位だと考えますと、一番いいタイミングは、全国各地築城400年になっているわけです。これは歴史的必然性がありまして、ちょうど関ヶ原前後で大体日本の幕藩体制ができて、城下町をつくっている。ですから、その時代にお城が当然多いのです。残念ながら明治以降、こういうのが随分棄却したり、空襲で壊れたところもあるのですが、昭和30年代ごろに何となくシンボルでつくったということ。

それから、一方では過度に、過去の図面がないとどうしても復元させないとか、そういう極端な文化財の保存ではなくて、やはり地域のシンボルとなって、ある程度外観の写真でわかっているお城も随分多いんです。幕末、明治初期で写真に撮られている場所が随分ありますから。現代技術で言いますと、多分木の組み方はほとんどわかると思います。残念ながら内装とかふすま絵とか、そういうのは無理だと思うのですけれども。ですから後で、より詳細な資料がもし出てくれば、いろいろ手直しすればいいわけで、今の時代でできる最大限の努力をするというのが、ちょうど400年という単位と、一方で地域再生が言われているということ。

やはり地域に誇りを戻すということで、歴史公園100選に選定されて、特に地方都市が大変喜んでいるのは、そういうことがあったからです。自分たちのところは大変意味があるんだということを対外的に言ってもらった。自分たちのことを外から言ってほしいというのがありますので。国土交通省で頑張った例で言いますと、例えば金沢ですと金沢大学が移転して、そこが今、城址公園を整備しているわけです。周りを見ていますと随分あるんです。福井城の跡は今の県庁がドンと建っています。いずれどうせ耐震改修とかをするのでしたら、出て行ってきて、福井というのは城下町だという趣をむしろやるのが、福井を再生させるかもしれません。

いろいろ各地で、やる気のあるところに整備をすればいいので、別にかつての300諸侯の城下町の城址公園を復元する必要は全然ないと思うのですが、是非やりたいということに対して時間を限定して。僕は5年間でいいと思うんです。5年間だけ城址公園の補助をします、特別にこの間だけしますとか、そのぐらいやったほうが、本当にやる気のあるところは手を挙げてきますし、物事は嘗々と50年、100年かかってやるべき事業もあれば、5年ぐらいで成果が出て、ああ、いいことをしてくれたんだということがタックスペイヤーの立場で住民からも喜ばれる。

それから、ある時期に集中投資するというので、公園については、かつて国体を毎年、

全国各地で開きながら、当時、日本で戦後欠けていたスポーツ公園、それに関する郊外地の関連道路整備とか、その時代は一通りもう終わったと思うんです。国体も2巡目を行っていますので。

今、地域で求められているのは、むしろこういう地域の歴史と文化とか、それに対する誇りだと思いますので、やはりそういう城址公園のある程度の……。別に完全復元する必要はないわけです。熊本も今、本丸御殿を復元しているわけですし、佐賀城ですと、鍋島の当時の、幕末の最盛期の木造の御殿の一部を復元しただけで随分違うんです。それまでは全部近代的美術館とか、近代建築ばかりつくっていたのですが、価値観が変わったと思うんです。鍋島御殿の博物館は大変好評なようで、私も見たところ、なぜ薩長土肥の薩長に比べるとあまり現在は知られていない佐賀藩が雄藩であったかというのはわかるんです。

ですから、大変意味があると思いますので、是非もう少しこ入れして、ある時期やっていいのかなと。5年タームの計画というスキームを逆に使って、少し集中投資をするというのがあっていいのかなという感じがいたします。

もう1つ。従来、農業、林業で、人の手が入りながら、結果として環境とか生態系とか自然環境　つまり人間が手を加えた自然環境ですけれども　が保たれていた里山とかが既に、特に大都市圏、中央都市もそうだと思うのですが、維持が難しい中で、都市政策、つまり国交省を中心とした都市公園の政策でどこまで……。全部カバーするのは当然無理ですし、できないわけですが、ある程度できるものは何かやっていったらどうなのかなと。例えば、ため池を生かしながら、水辺がため池の機能としてはある程度。水利権があるのは別としても、農地そのものが減少しているわけですので、ため池のあったその環境を生かしながら何らかのとかですね。

里山を上手に。従来の公園の配置論からすると、里山というのは、周辺はむしろ人口が少なくてもどりがあるところですから、あまり出てこないと思うのですが、逆の観点で、都市圏にとって大変重要な、かつての原風景と言いますか、それを保ちながらという場所で、そういうような。あくまで人の手の加わった自然ですから、本来の本当の生態系とは違うと思いますが、それ自身をやはり維持するのは既に農業、林業では無理ですので、何とかそれをできないか。やっぱりその辺はもう少しメリハリが出てもいいのかなという気がします。

それから今回、今日ご都合で早目にお帰りになりましたが、せっかく聖路加国際病院のM専門委員が入られていますから、医療とか、さらにはもうちょっと、女性が美しくなり

たいとか、そういうことでのみどりとか花とか、テラピーとか、花卉産業とか。非常に都市近郊農業の中で収益とかが高い産業というのは、やはり花とかみどりだと思いますので、そういう意味での部分も少し議論があってもいいのかなという感じがします。そこはどういうふうにするかわかりませんが、そういう観点を入れながら、少し書き込みをしていただいて。

また、できれば、ある程度期間限定で施策をつくるというのも……。まんべんなくすべてできないと思いますので、逆に言うと、国土交通省の公園緑地行政としても、やはりこの期間中こういうことを是非応援したいんだとか、そういうのを少しメリハリつけていってもいいのではないかと。それを今後50年続けるのは無理ですよとか。その間に本当に意欲のあるところを拾い出す。それが終わった後は、例えば仮に城址公園を5年間集中的に整備して、それ以降はやっちゃんとかではなくて、また元の姿で通常どおり営々とやっていくということで、ある時期少し集中的にというものがあつたほうが、何となく全体のシーリングでどんどん予算をやっていく中だと、まんべんなくやっていくのはなかなか難しい時代ですので。予算があり余るほどあればいろいろなことができると思うのですが、少なくなりつつあるときに、いかに効果的に、また地域にも喜んでもらうということを少し考えられたらどうかなという気がいたします。

そのくらいです。委員としての発言です。そういうことでご検討いただければと思います。

それでは、司会に戻ります。予定の時間となっているのですが、最後2つほどございます。せっかくご用意いただいた参考資料5についてのご説明と、若干私が少し先走ってお話ししましたが、今後のスケジュールの事務連絡。最後に締めあいさつ。

こういう大変いい場所で、いろいろな利用者の方が絶え間なく来られて、やはり有料庭園というのは生かされているんだというのがちゃんとわかりました。清澄庭園半分が有料でこういう管理をして、隣が通常の都市公園ということで、これもおもしろいと思いますね。需要で分けるということ。そういうのも多分、ある意味で子どものために柵をするというのも、需要で分けるわけですが、そういう場所で最後に小山審議官から、少し締めななり、今後に向けての何らかのご発言をとということで、まとめて3つ、すみませんがよろしくをお願いします。

事務局　それでは、最初に参考資料の5を説明させていただきます。前回委員会の中で、いろいろな整備の手法とか管理の手法というのを、再開発事業の中でいろいろヒント

があるよということで、整理してみしてほしいというリクエストがございましたので、幾つかの事例を入れてございます。

一番後ろの12ページを最初にご覧いただきたいと思います。中に専門用語が出てくるものですから若干難しい感じがするのですが、一言で空地と申しまして、法律上とか整備の手法、あるいは管理の手法上、いろいろな種類のものがございまして。そこで整理しましたのが12ページです。枠で囲みました、大きく分けると公共的なもの。下の公開空地というのは、建築の敷地の中ですから私的な空地です。

上の公共空地の中でも、いわゆる通常、都市公園と言っているような計画上きちっと位置付けられた公園施設がございまして、再開発の地区計画の中で定められているものとして、2つ目の に2号施設と書いてあります。2号施設とか地区施設というものが出てまいります。

2号施設というのが、土地利用とか区域の整備とか開発に関する大きな方針というものの並びで決められるような、地区全体の中から位置付けられるような主要な施設です。地区施設というのはもうちょっとミクロなところで、その整備計画の中でより身近な地区内の施設ということでつくられるものです。両方とも公共的な空地というようなものでございまして、結局、この再開発のエリアの中ですと、いろいろなものが入り乱れております。それを一体的に管理したりとか、いろいろなバリエーションを持って管理している例ということでございます。

1ページに戻っていただきまして、1つは晴海のアイランドトリトンスクウェアというものです。下の図面で言いますと、真ん中右肩から左にかけて青い点線が走っていますが、こちらの右下半分が、昔の都市基盤公団が施工した場所です。上半分が再開発組合施工ということです。中にある空地も、青い四角で囲ってありますように、広場1号、2号、3号、それから公開空地（花・緑・水のテラス）と書いてありますが、それぞれいろいろな作り方をしています。

2ページに、そのいろいろなバリエーションが書いてあります。左には図面として、右側は、もともと土地の所有者がだれで、だれが整備してどういうふうに管理しているのかというものを流れで示したものです。左で言いますと、広場2号とか3号とかでありますように、これは人工地盤です。人工地盤の上のみどりということになります。例えば広場2号で言いますと、区が所有している土地、それから共有地というようなものがあって、全体の中で公開空地だったり地区施設だったりする。これは土地と言いますか、空間に色

づけがされているというようなことです。

右側の3ページで、左側に広場2号と書いてございます。全体は地区施設ですが、もともと土地の所有者は公団だったり、中央区だったりする。中央区が整備費の負担をしながら区のエリア、全体を公団が整備したと。管理協定を結んで中央区が都市公園法の公園として管理しているという形になっています。

ちょっと違ったのは、下半分が今度は西地区と書いてありますが、こちらが先ほど言いました再開発組合の施工のものです。左側の花・緑・水のテラスは全体が公開空地ということですが、これは単純に再開発組合が施工・整備して、管理の会社を設立して、その民間の会社が管理している。

右側の広場1号というふうに書いてあるのは都市公園と、今の公開空地のドッキングしているやつです。整備費は区も負担して整備して、管理の協定を結んで、今度委託して、区が管理するのではなくて民間の管理会社がやっている。その場所、場所に応じて一番効率的なというか、望ましい管理の仕方を選択しているのではないかと思います。

4ページに行きますと、愛宕グリーンヒルズが出てまいります。H臨時委員の前でこれをご説明するのちょっとあれですけども、こちらですと、もう1つ、協定の意味は維持管理協定みたいなものなのですが、協定公園という港区の制度がかんてくるということで、さらにバリエーションが増えています。下に協定公園と書いてありますが、これはもともと人様の土地で、NHKと宗教法人の青松寺の土地です。それと区が協定を結ぶというようなところが特徴的なもので、区がそういうところでコーディネートをする。事業自体は整備主体である民間事業者がやって、その協定した部分を含めて民間事業者が管理しているという手法です。ですから、これはでき上がったものの管理全体を民間事業者がすべて管理している例です。

6ページに行きますと汐留の再開発、区画整理事業。事業者が区画整理事業全体をやっているわけですが、その中での例です。これは都市公園というものが、図面で言いますと右側のところにMという字に見えますが赤いエリア、これがイタリア公園と通称言われている公園です。これは区画整理事業者である東京都が事業主体ということになっていますけれども、現実的にはイタリアの、いろいろな形で向こうのお金が入っています。たしか数千万円、1億弱ぐらい入っていると思いますけれども、そういうところの力をかりながら東京都がそこに事業主体として、整備主体として公園ができ上がる。それを港区に移管して、その周辺の土地、これは今度周辺の再開発で出てくるような先ほどの公開空地です

けれども、そういうものと一体となって、この事業全体の中で、全体のまちづくり協議会がベースになっていますから、すべての会社が入っているのだと思いますが、有限責任中間法人というものをつくりまして、その法人が公園も、その周辺の公開部分もあわせて管理をしていくというパターンのものです。

8ページは防衛庁の跡地です。東京ミッドタウンということで、来年の春オープンするというようなことで、6社ほどの会社のコンソーシアムによるものです。従来ありました檜町公園の横に2号施設と書いてありますが、防衛庁にありました大きな木などを2号施設の中に移植したり、あるいは檜町公園と一体となって整備をするというものです。9ページを見ていただくとわかりますように、区が整備費用を負担しながら、事業は民間事業者によって、管理協定を結んで、民間事業者でつくる中間法人がまた管理をする予定と聞いています。

10ページは品川の東口のを挙げてございます。図面で言いますと、ちょうど真ん中にセントラルガーデンとありますが、都市公園、左右にあります公園2、3と書いてありますが、それが挟むような形で公共空地がございまして、これも都市公園部分と2号施設・地区施設が管理協定を結んで、民間会社にそれを委託しているという形で管理の一本化を図っている例です。

いずれにしても、いろいろな形で入り乱れて、いろいろなバリエーションがあるわけですが、公共の管理と言いますと、維持管理自体は安定するのですが、なかなか毎日毎日のきめ細やかさですとかが行き届かないということが、ひょっとしたらあるのかもしれない。民間事業者がやると、案外と小回りがきいて、いろいろなイベントですとか、カフェみたいなものができたり、いろいろな望ましい状態ができるのかなということもある一方、営利性の高い空間になってしまうようなこともあります。あるいは協議会とか協定を結んだりすると、どういうふうに効率性とか、小回りがきくか、きかないかとか、いろいろなことがあるのだと思いますが、それぞれの事情に応じて適切な管理が進められている例なのかなと思っております。

全体の進め方のほうも引き続き説明をいたします。先ほど委員長からも資料5でご説明いただきましたが、今回いただいたご意見、もうちょっと総合化して、緑地率、連携とか、他事業に横ぐしを刺したような世界としては非常にいい分野ではないかと思っています。そういうことも含めていろいろな連携とか、緑地率の話も、みどりの量とか質ということを考えていくと、単純な指標ではなくて、ちょっと階層的に考えていかなくちゃいけない

のかなということも思いました。そういうことも含めて一回、素案という形で次回12月11日にお示ししたいと思っております。

全体の流れから言いますと、中間取りまとめという言い方は、夏前までに向けてやればいいのですが、この小委員会としては1月29日。日程調整させていただいておりますけれども、第5回目で中間取りまとめという形を見させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。時間も迫っていますので、またご質問等があれば個別にということでもよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、大臣官房審議官からご発言いただければと思います。

大臣官房審議官 前回、私、出席できませんでしたが、議事録等もまた後で読ませていただきまして、いろいろ有益なご意見をいただいたことを感謝しております。本日は池谷委員から遺伝子の継承と生物の多様性ということで、私も今まで理解がなかなかできなかったのですが、極めて具体的に、重要性も含めて理解させていただいたというふうに感謝しております。

前回、J専門委員あるいはH臨時委員からのご説明もございました。委員会の意見の取りまとめはあると思うのですが、各委員から発表していただいた内容も、きちんとした形で残したいと思っております。

私は9月に長野県の国営アルプスあづみの公園というところに参りました。そのとき受けた説明では、ここでは地元の要望で、その地域にもともとある花というか、見た目はそういう意味では非常に地味な植物なのですが、そういう形で整備をしていて、イベントとかでどうしてもにぎわいを見せたいようなときには、フラワーポットを使って、そこで彩りのある花を使うものの、それが終われば、また片づけるという形で整備をしています。

あと、園内の園路の柵もそのために注文してということではなくて、その公園で落ちてくる枝をたわめるような形で、それを幾つも波形につなげるような形でつくったり。そういう意味では地元の方、あるいはいろいろな団体の方のご協力もいただいている、ということも意識した形の整備が少しずつ進んでいるのだなというふうに感じました。また、そういうことをしていることの意味も、今日は確認をさせていただきました。

今日いただいたご意見を踏まえて、今後取りまとめを図っていきたいと思っておりますが、できるだけわかりやすい形で取りまとめをしていきたいと思っております。

また皆様のご意見を、是非次回以降もお聞かせいただきたいと思います。本日はあ

りがとうございました。

委員長　　どうもありがとうございました。だいぶ予定の時間を超過しましたが、大変熱心なご発言をいただきましてありがとうございました。また次回以降、ご多忙だと思いますがご参集いただければと思います。それでは、これですべて終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

了